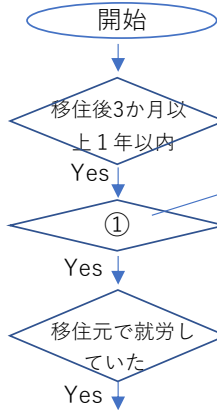


御代田町UIターン就業・創業移住支援事業補助金 簡易判定フローチャート

はじめに

- ・ このフローチャートは、簡易的に申請可否を判定するものであり、補助金交付をお約束するものではありません。
- ・ このフローチャートに記載のある事項以外にも要件がございますので、詳しくは、要綱をご確認ください。
- ・ 提出された書類の審査結果によっては、交付決定がされない場合があります。
- ・ フローチャートが終了までたどり着く場合は、商工観光係（0267-32-3113）までご連絡ください。

必要な提出書類は、フローチャートで該当する
「提出書類1」+「提出書類2」+「共通」です



No

Yes ☒

①

No

移住元で就労していた

Nc

Yes

移住元

提出書類
1

移住直前10年間のうち、移住
元で通算5年以上の就労や就
学を証明する書類

被用者の期間： ☐ 雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書（ハローワークで入手可）

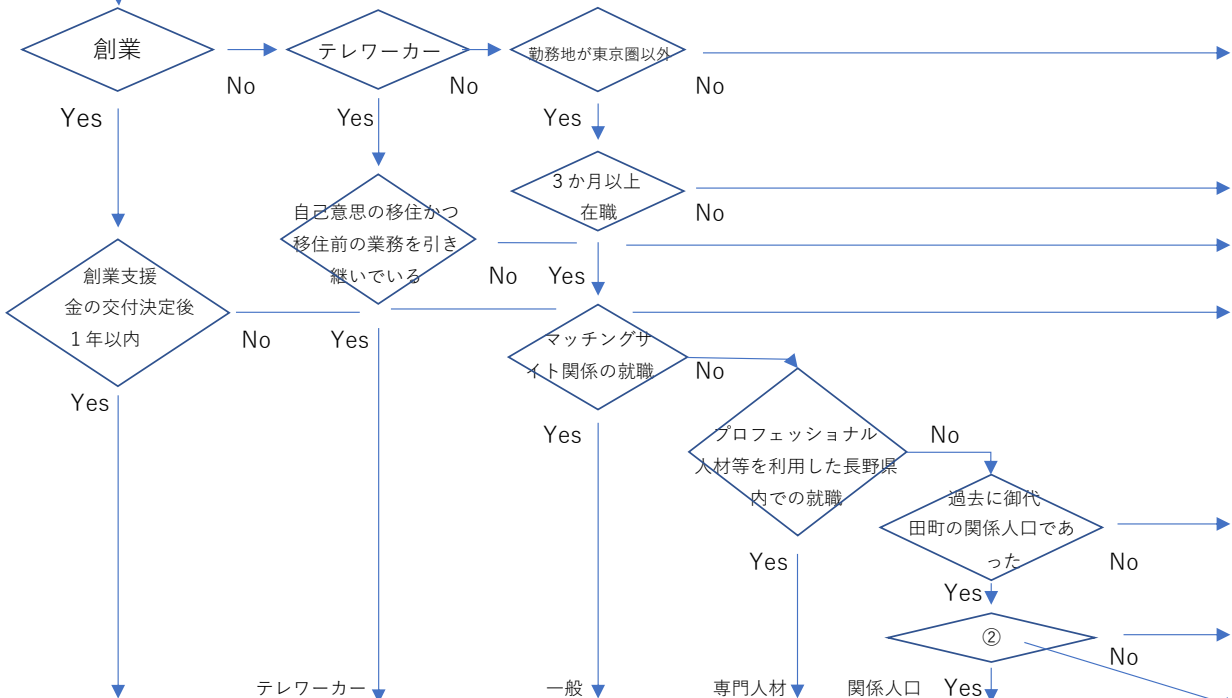
個人事業主の期間： ☐開業届出済証明書 ☐個人事業等の納税証明書

会社役員等の期間： ☐ 履歴事項全部証明書（会社役員の場合）

☐ 決算書など会社が事業を行っている確証となりうるもの

※1各期間で就学期間を含める場合は、追加で□卒業証明書

移住先へ



申請不可

移住先

提出書類 2

□長野県発行の
創業支援金交付決定通知書

□様式5号（個人事業主や
法人代表者等の場合は様式
5号別紙を添付してくださ
い。）

□様式4号

□様式 4 号

☐様式 6 号
☐関係人口を示す書類（お問い合わせください。）

②就職先がマッチングサイト掲載企業の要件を満たす
or職場いきいきアドバンスカンパニー認証起業である
or農林水産業に従事している

共通

□様式第1号 □様式第2号 □様式第3号

□移住直前10年間のうち、東京圏、愛知県、大阪府に通算5年以上住所登録があったことがわかるもの（住民票除票、戸籍の附票等）

※世帯に関する加算要件が別に定められています。詳細は要綱参照。

□市区町村民税の滞納がないことを証明できるもの。（納税証明書等）